

支払い漏れ等が判明し、追加でお支払した保険金等の件数・金額（平成 23 年度）

アイエヌジー生命保険株式会社(代表執行役社長:エディ・ベルマン、本社:東京都千代田区)は、平成 23 年度に保険金等の支払を行った事案に関し、支払漏れ等(支払漏れ*1・請求案内漏れ*2等)が判明し平成 23 年度に追加的な支払を行った事案につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

- *1 支払漏れ : 保険金・給付金の請求時に提出された診断書等に記載された内容から、支払対象と判断することが可能であった事案
- *2 請求案内漏れ: 保険金・給付金の請求時に提出された診断書等に記載された内容から、請求を受けた保険金・給付金以外にも支払える可能性がある保険金・給付金があったにもかかわらず、通常の検証作業(原則として当初の支払から一ヶ月以内)で把握されず個別の請求案内が行われなかった事案

| | 平成23年度 | | |
|----------------|--------|-------------------------------------|---|
| | 合計 | 当社が自ら支払漏れ等を把握し、追加的に支払ったもの (内部発見) | お客様からの申出・照会により、支払漏れ等が判明し、追加的に支払ったもの (外部発見) |
| 件数 〔単位:件〕 | 6 | 6 | 0 |
| 金額 〔単位:百万円〕 | 0.72 | 0.72 | 0 |

〔 上記のほか、平成 23 年度には、平成 22 年度以前に保険金等の支払を行った事案に係る追加的な支払を、6 件・1.52 百万円実施しています。 〕

[平成 23 年度に保険金等をお支払いした事案に関して、支払い漏れ等が判明したもの]

- ※1 5 件・0.69 百万円につきましては、保険金・給付金について当初の支払後に実施する事後検証等により、当社が自ら支払漏れ等を把握し、結果追加的なお支払いを行ったものです。
- ※2 1 件・0.03 百万円につきましては、契約者貸付残高管理におけるシステム上の不備により、解約返戻金を過小にお支払いしていた事案が社内検証により判明し、追加的なお支払いを行ったものです。

[平成 22 年度以前に保険金等をお支払いした事案に関して、支払い漏れ等が判明したもの]

- ※3 2 件・1.1 百万円につきましては、保険金・給付金について当初の支払後に実施する事後検証等により、当社が自ら支払漏れ等を把握し、結果追加的なお支払いを行ったものです。
- ※4 4 件・0.42 百万円につきましては、上記※2と同様の理由により、追加的なお支払いを行ったものです。

以上